

平成28年度学童保育所保護者研修会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
～ 合理的配慮 ～

福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」

校長 今村 裕

平成29年2月18日(土)

話の内容

- 障害者の権利条約
- 障害者差別解消法
- 学校教育法施行令の一部改正
- お願いしたいこと

(1) 障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約

1 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年9月28日 署名
- ・平成20年5月 3日 発効(20カ国批准)
- ・平成25年11月19日衆議院通過
- ・ 12月 4日参議院通過 (国会で承認)
- ・平成26年1月20日 国連事務総長に批准書の寄託(条約に批准)
- ・ 2月19日 我が国において「障害者の権利に関する条約」の発効



「署名」とは、この条約の趣旨に賛成するという意思表示。
「批准」とは、この条約を守るという意思表示。

2 概要)

- 障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと
- (教育に関する規定「第24条」)
 - ・ 包括する教育制度 (inclusive education system)
 - ・ 合理的配慮の提供 (reasonable accommodation)

横断的課題における改革の 基本的方向と今後の進め方(閣議決定)

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
(H23年に法案提出を目指す)
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等(H25年に法案提出を目指す)
- (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
(H24年法案提出H25年8月まで施行を目指す)

これをもって「障害者の権利条約」の批准をめざす

「障害者基本法」の一部改正

(平成23年8月5日公布・施行)

(教 育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、

可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(2) 共生社会の形成に向けた インクルーシブ教育システム構築 のための特別支援教育の推進

中教審初等中等教育分科会報告

H24.7. 23

(1) 共生社会の形成に向けた インクルーシブ教育システムの構築

- 「**共生社会**」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった**障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会**である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型**の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において**最も積極的に取り組むべき重要な課題**である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進

- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、**できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき**である。その場合には、それぞれの子どもが、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごし**つつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も**本質的な視点**であり、そのための環境整備が必要である。

インクルーシブ教育システムのポイント

- ① 「共に学ぶ」 + 「共に育つ」
- ② 「一人一人のニーズに応える」
=「合理的な配慮の提供」
- ③ 目指すものは、共生社会の実現
(特別支援教育と方向性は同じ)

Inclusive Education System

←→ *Exclusive*(排斥・排除する)

(3) 障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律

平成25年4月26日に閣議決定し、国会に提出、5
月31日衆議院・6月19日参議院において、全会
一致で可決成立、6月26日公布

平成28年4月1日から施行

第一章 総則(6)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 **行政機関等**及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての**必要かつ合理的な配慮を的確に行うため**、自ら設置する**施設の構造の改善及び設備の整備**、関係職員に対する**研修その他の必要な環境の整備**に努めなければならない。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

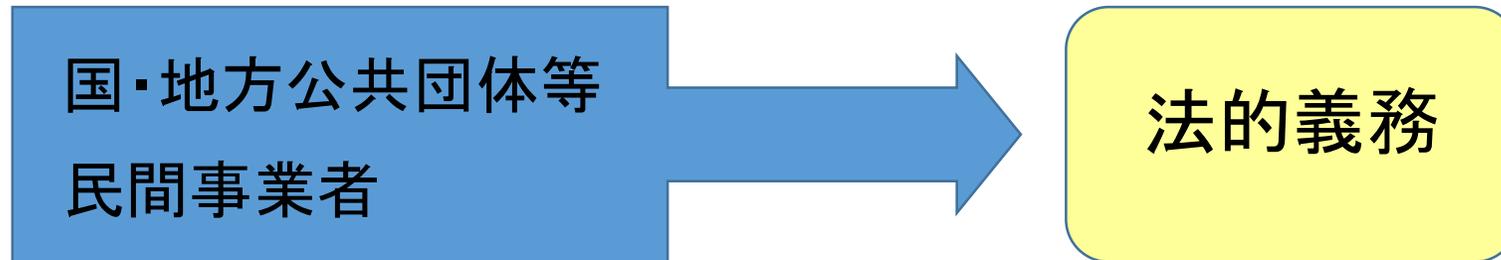
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

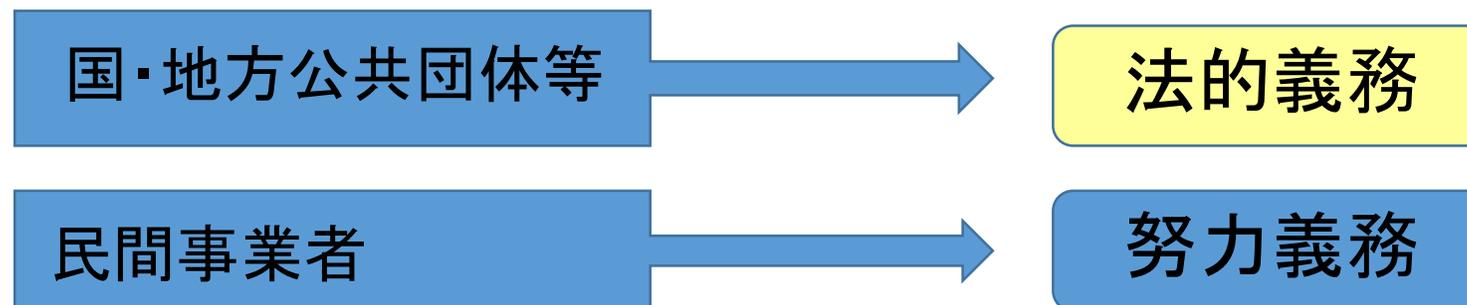
2 **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

差別を解消するための措置

差別的取り扱いの禁止



合理的配慮の不提供の禁止



「合理的配慮」について

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
中教審初等中等教育分科会報告H247. 23

- 条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、
- 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うことであり、
 - 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**であり、
 - 学校の設置者及び学校に対して、**体制面、財政面**において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**、と定義した。

合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」： 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

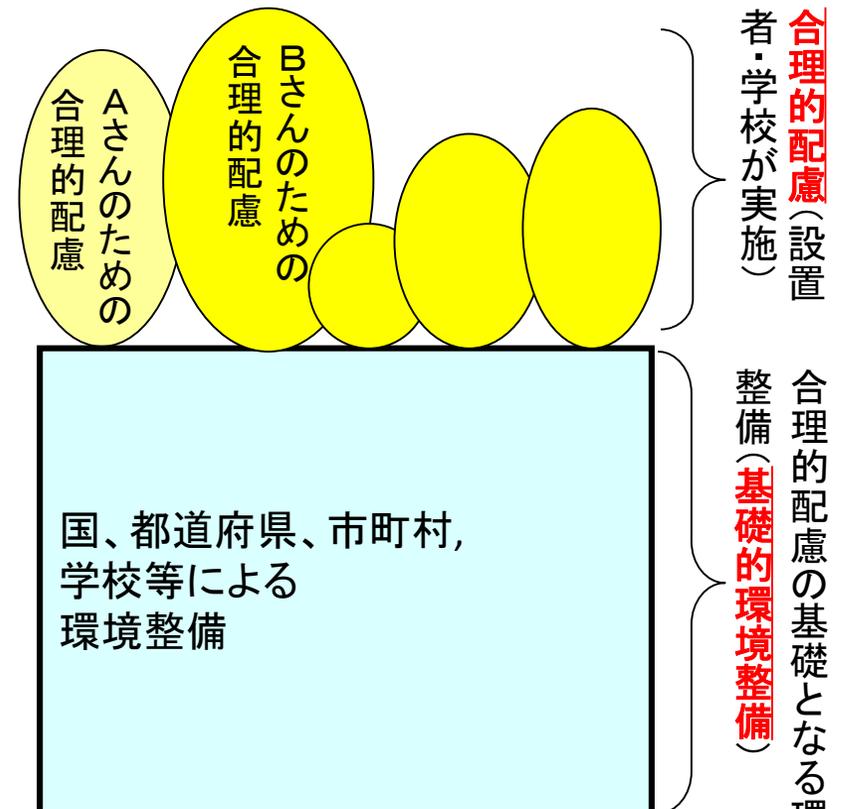
学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

- ①教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備(8観点)

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等)



(3) 学校教育法施行令の一部改正

施行日：平成25年9月1日

- 改正の趣旨
- 改正の概要
- 改正の内容

① 趣旨

◆平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、

・「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」

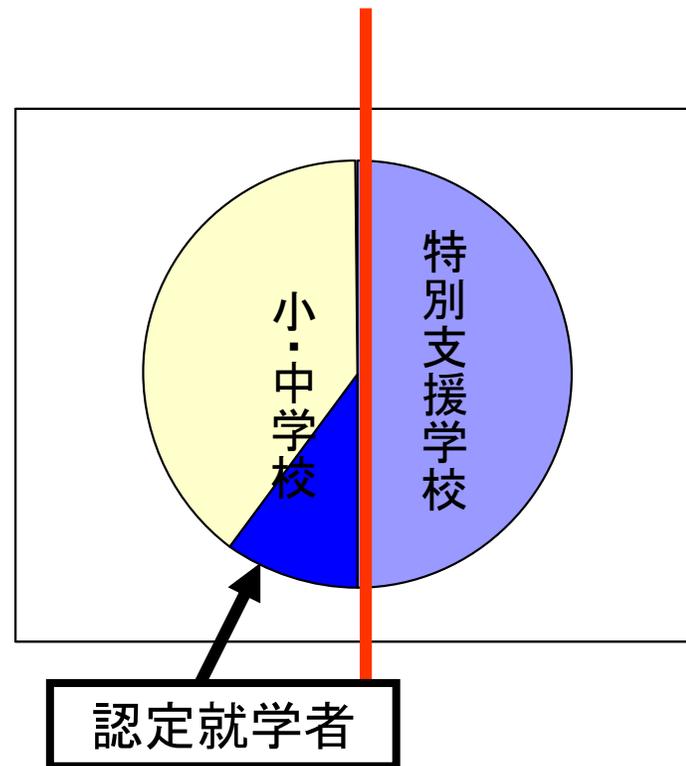
との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

② 改正の概要

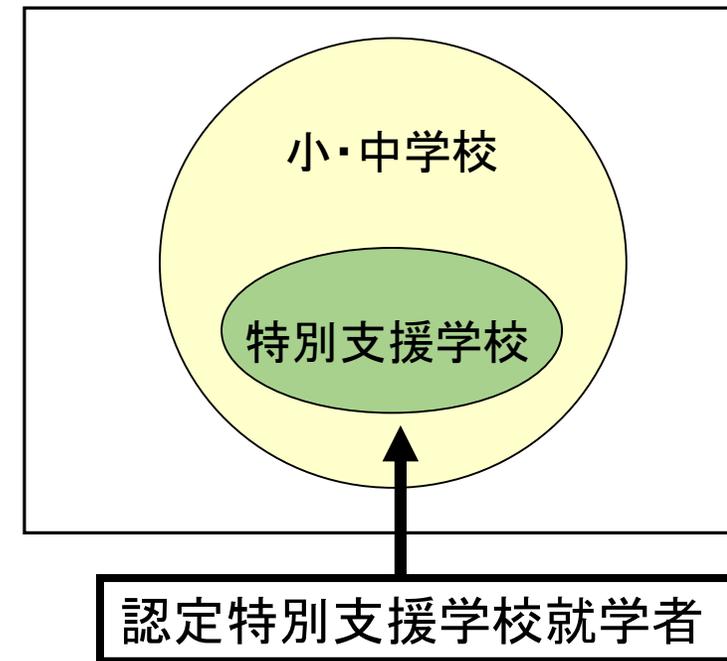
1. 就学先を決定する仕組みの改正
2. 障害の状態等の変化を踏まえた転学
3. 視覚障害者等による区域外就学等
4. 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

就学基準の考え方の違い

- 改訂前

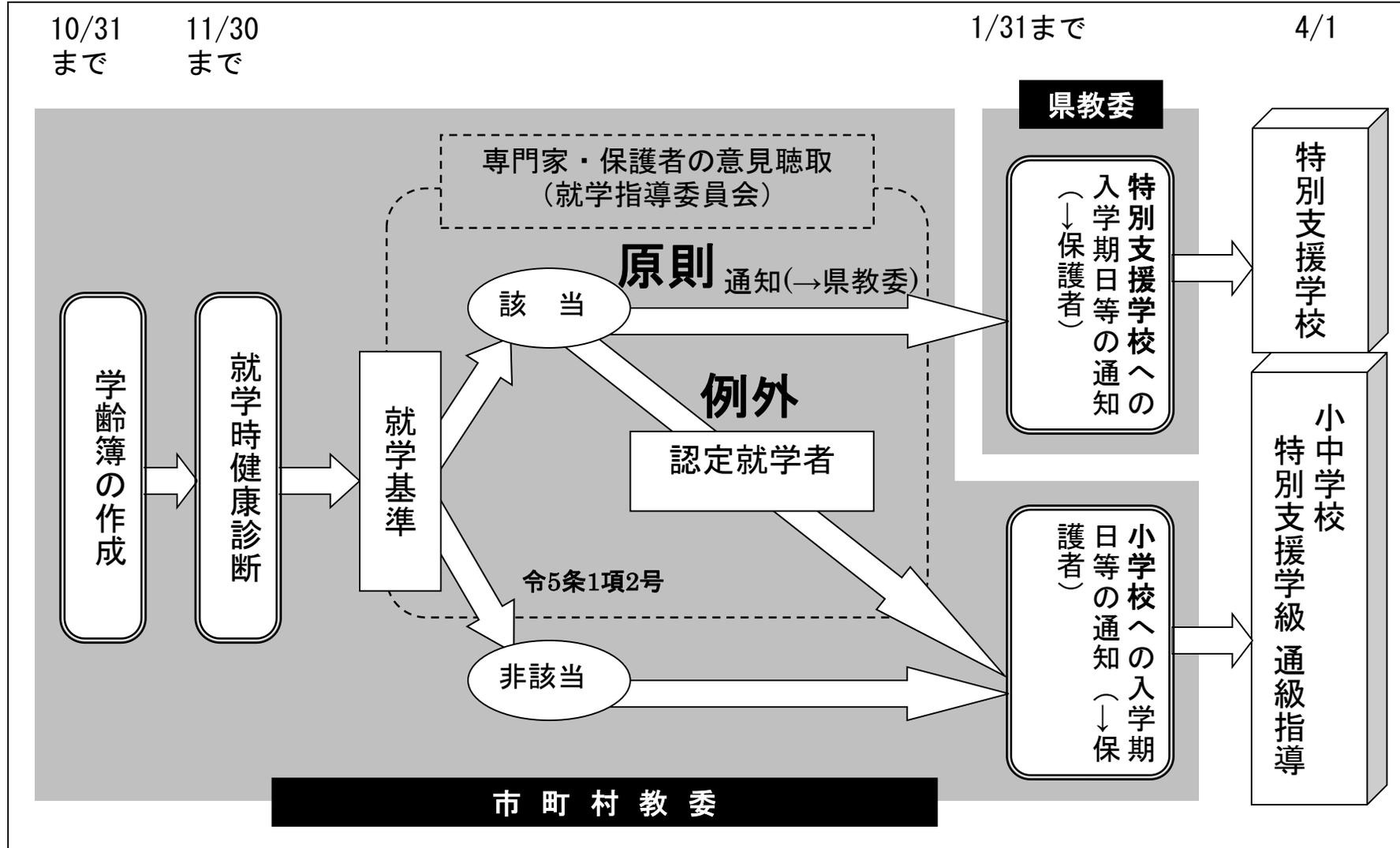


- 改訂後



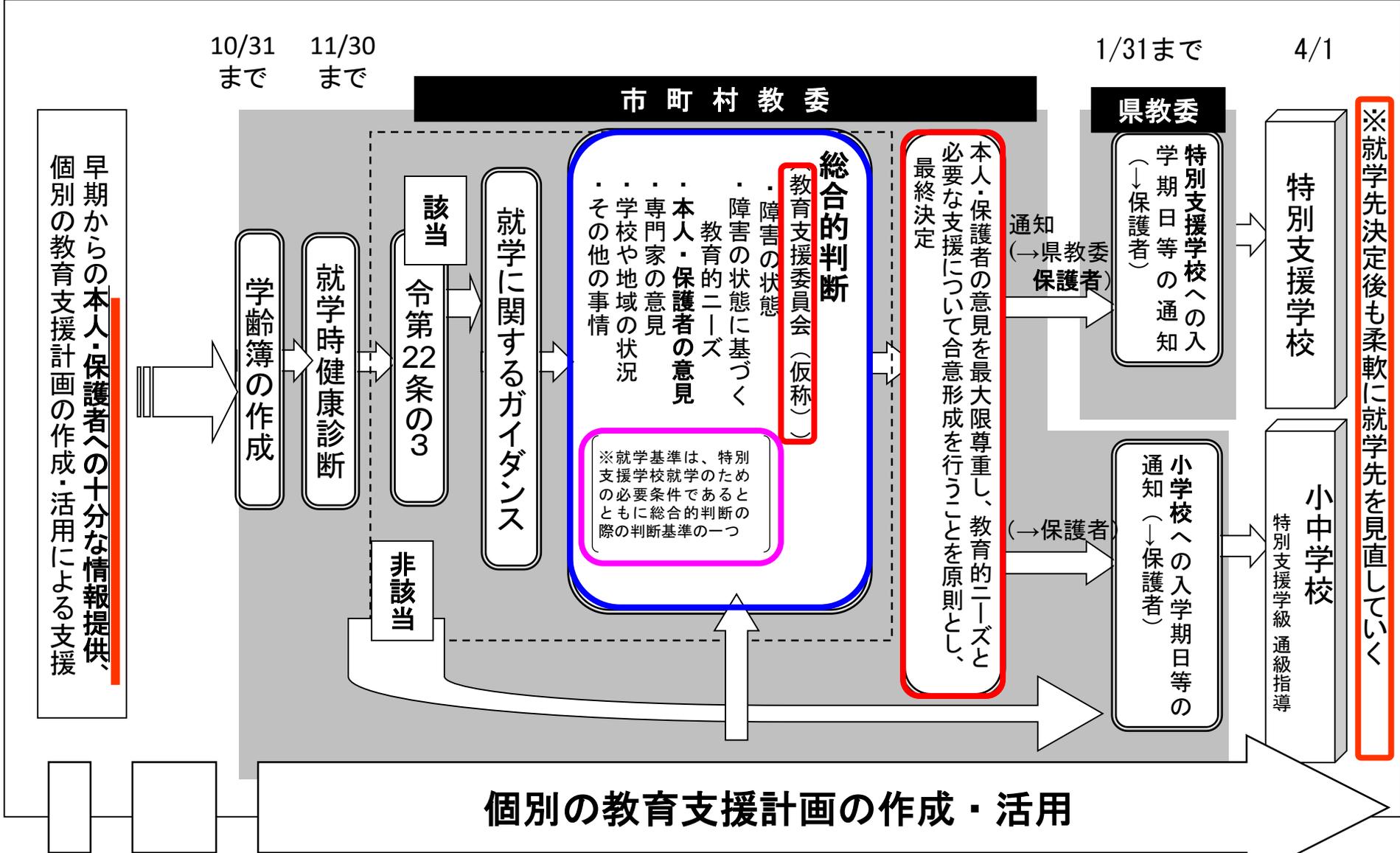
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【従前の手続】

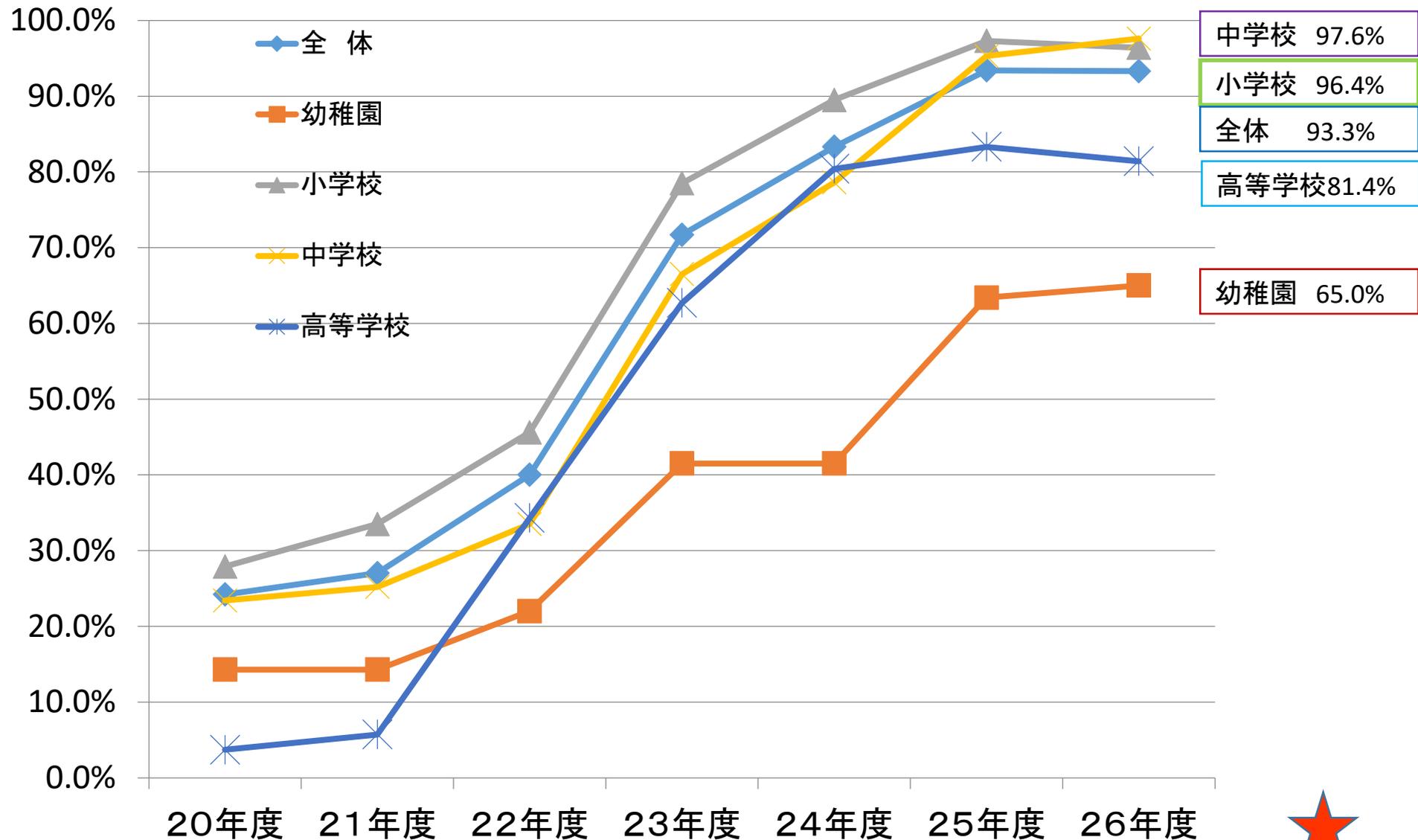


障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【現在の手続き】



通常の学級において、 個別の教育支援計画を作成している学校の割合



お願いしたいこと

- ① インプットとアウトプット
- ② 合理的配慮の視点
- ③ 教師と保護者の連携

① インプットとアウトプット

「いくら言っても
同じ間違いばかり」

「言っても無駄だから
危害を加えないよう
に別にしましょう」

問題行動

「また間違ったことをしている。
私の言ったことを理解
できていないようですね」

「どう言ったら理解できる
かな？今度はこんな方
法でやってみましょう」

専門家の活用
保護者への説明・理解

問題行動

「なぜ出来ないのだろう？」

「もしかしたらこの方法が
良いかも！」

障害を学習（療育）の
障害にしない！

本人のせいにしてはいけない！！

②将来の社会自立に必要な自己解決の意識を高める(合理的配慮の視点)

先生と一緒にできる



先生がいなければできない

日常生活の中でたくさんの「できない」体験をしてしまう！！

~~「先生がいなければできない」~~

「自分でできる」・「一人で学びきれる」

教師（指導者）や他の子どもたちの関わり方

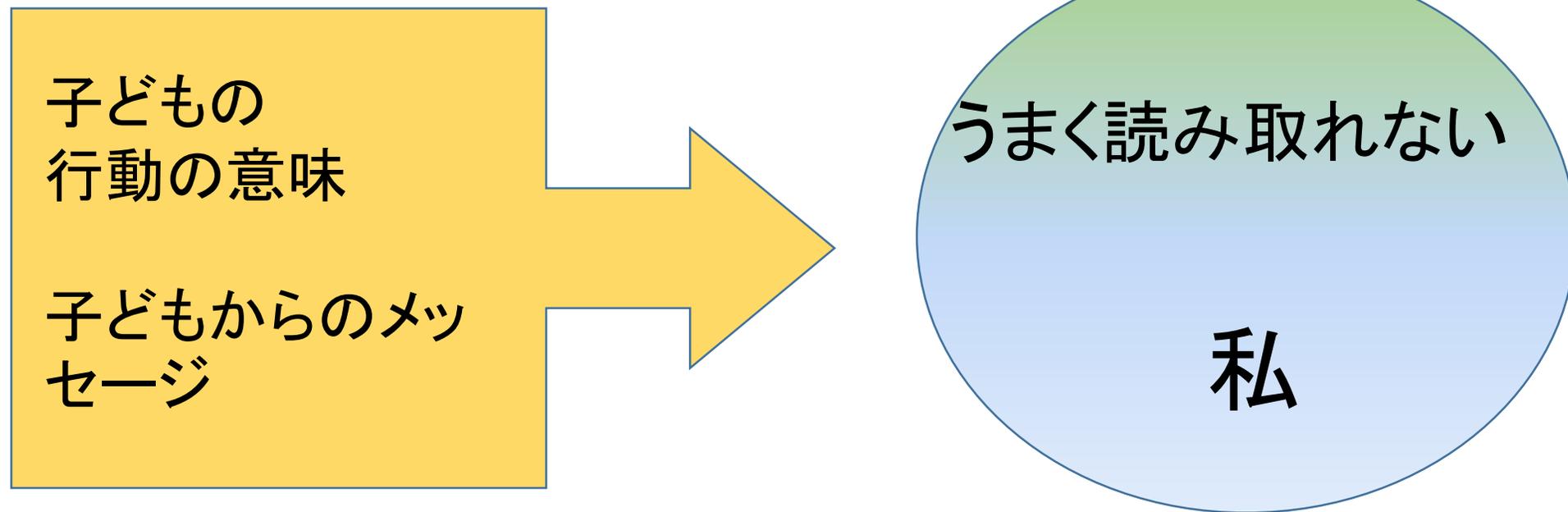
○苦手な部分

自立を応援する関わり方

○得意な部分

一緒に切磋琢磨する関わり方

障害は誰にあるのか？



関わる周りの者が当事者の行動の意味を読み取れないことこそが障害である

学校教育の課題の一つは問題解決能力の向上



解決すべき問題が何かを明確に理解



問題解決につながる手段を選択



実行



問題が解決されたがどうかを評価できるようになる

子ども自身が

共生社会

互いの特性を理解し、いかにあうことで、目的・目標を達成する必要がある

障害がある人に優しくするというような上から目線ではなく

どんな特性(障害)も集団・組織の構成要素とする

インクルーシブ教育

合理的配慮

障害を、学び「との障
害にせず、学習と学
力向上を保証するた
めの必要かつ適当な
変更及び調整」

提供に当たっての留意

① 目的・目標の明確化

② 自立性・主体性の保証

発達障害があるということ

障害のない人々とは違うことができるといふ特性であり、才能の可能性があるということ。

彼らの特性が本人自身の活躍と所属する集団や組織への貢献をもたらし教育

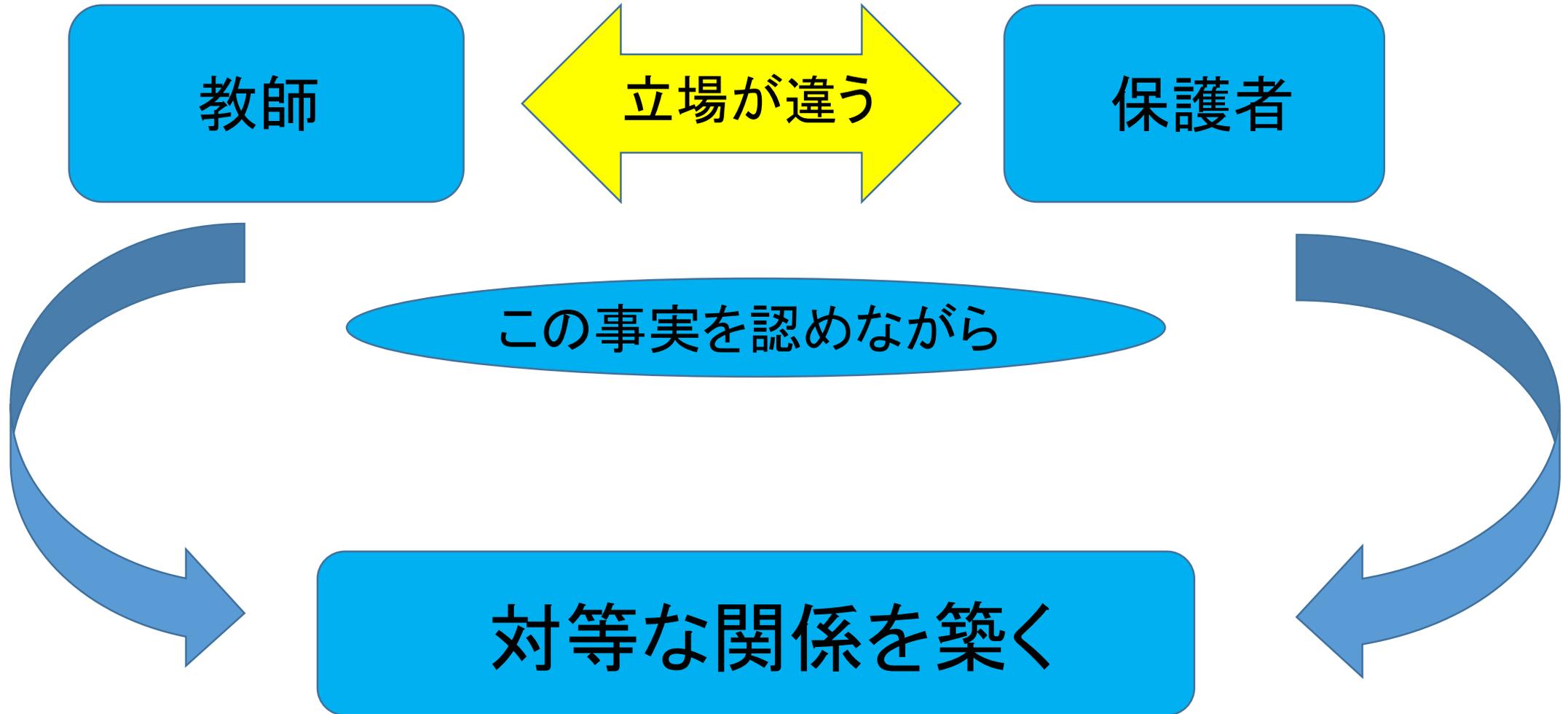
インクルーシブ教育

みんなと違うから活躍し、貢献できる人材を育てることができる

③ 教師と保護者連携の理念

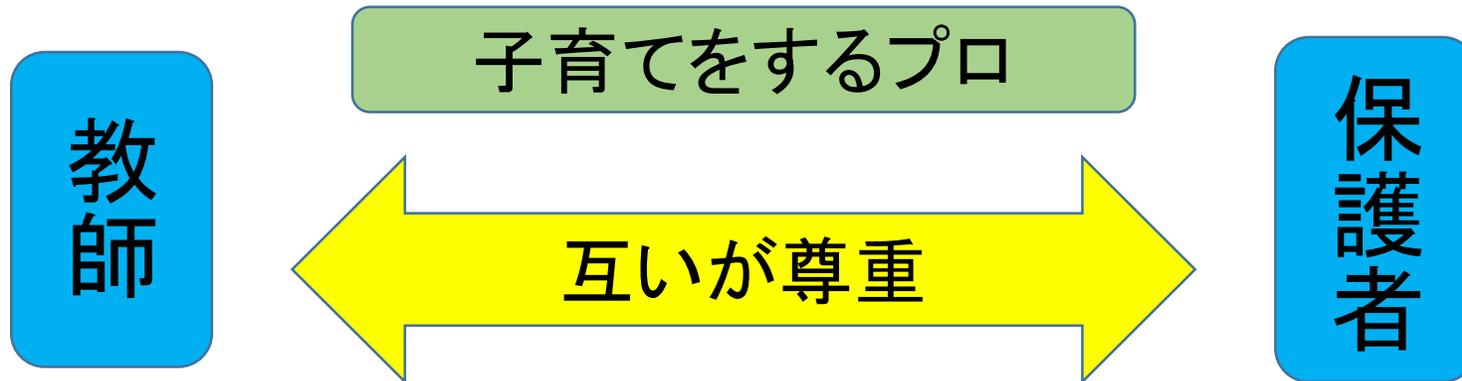
1. 立場の違いを認め対等な関係を築く
2. お互いの頑張りを認め、尊重し合うこと
3. 成果を共有すること
4. 問題の原因追求より解決を目指すこと
5. 情報共有は事実に基づくこと

1、立場の違いを認め対等な関係を築く



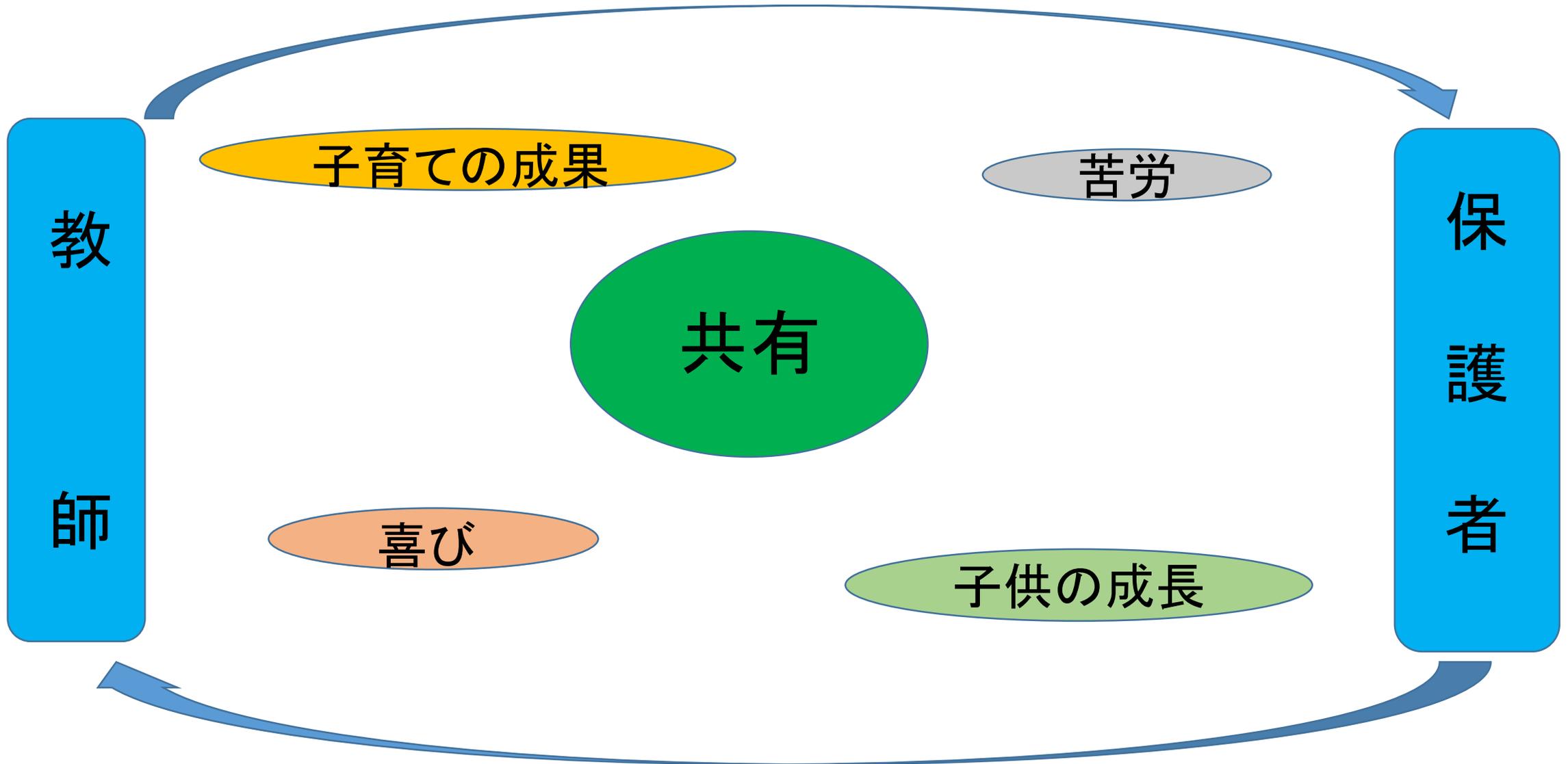
2、お互いの頑張りを認め、尊重し合うこと

対等な関係？



それぞれの立場で頑張っていることを評価し合う

3、成果を共有すること



4、問題の原因追求より解決を目指すこと

「なぜこうなった」

だけでなく

原因追求

それ以上に大切なこと

「どうすればよくなるか」

解決を目指す話し合い

5、情報共有は事実に基づくこと

「授業中好き勝手なことをしている」

「課題を出した時に、課題をしないで自由ノートに絵を描いている」

主観による情報提供

どうしたら課題に取り組むか

教師

正しい情報共有

保護者

平成28年度 学童保育所保護者研修会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
～ 合理的配慮 ～

ご静聴ありがとうございました

福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」
校長 今村 裕

